

公園活用による 地域コミュニティ活性化 支援事業

(小さなエリアマネジメント)

～地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します！～



(1) 制度の概要(実施可能となる活動)

町内会・自治会等が、地域活動として、身近な街区公園等で下記㊦～㊧の活動を行い、また、そこで町内会等が得た収益を町内会等の活動財源に充てる場合、公園の利用方法に係る規制（公園内で行う営利活動）を緩和します。

- ㊦ 物品販売等を主目的とする営利活動の実施
- ㊧ 自動販売機の設置（清涼飲料自動販売機に限る。）
- ㊧ 公園改良の提案（例：芝生やウッドデッキの整備など）

(2) 制度の目的

まちの活性化には、住民自らが「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識の下、主体的にまちづくりを進めることが大切です。

本制度ではエリアマネジメントの手法を導入し、町内会・自治会等によるまちづくり活動を支援することにより、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動の財源確保を行い、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。

(3) 対象となる場所(活動場所)

町内会・自治会等の活動範囲内にある街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地（指定管理者制度又は広島市街区公園清掃等報奨金制度の対象となるものに限ります。）（以下「街区公園等」という。）

※活動を行いたい公園が本制度の対象となるかを、事前に地域起こし推進課又は維持管理課に御確認ください。

(4) 対象となる団体(申請団体)

(3)の街区公園等を活動範囲に含む次の①～③のいずれかに該当する団体（以下「町内会等」という。）であること。

- ① 単位町内会・自治会
- ② 連合町内会・自治会又は地区・学区社会福祉協議会
- ③ 公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：ひろしま LMO）

(5) 主な申請要件

㊦ 物品販売等を主目的とする営利活動の実施

- ・(3)に示す場所で活動すること。
- ・(4)に示す団体であること。

㊧ 自動販売機の設置

- ・(3)に示す場所で活動すること。
- ・次の(ア)から(ウ)の全てに該当する団体であること。
- (ア) (4)に示す団体であること。
- (イ) 活動を実施する公園の指定管理者であること。又は広島市街区公園清掃等報奨金交付要綱に基づき活動を実施する街区公園等の清掃等を行っている団体であること（申請者の構成団体が該当する場合も含む。）。
- (ウ) にぎわいづくりイベントを、活動場所である街区公園等において前年度又は直近1年以内に2回以上実施^{*}していること。

㊨ 指定管理者制度における公園改良の提案（自主事業）

- ・(3)に示す場所で活動すること。
- ・次の(ア)から(ウ)の全てに該当する団体であること。
- (ア) (4)に示す団体であること。
- (イ) 活動を実施する公園の指定管理者であること。
- (ウ) にぎわいづくりイベントを、活動場所である街区公園等において前年度又は直近1年以内に2回以上実施^{*}していること。

※ 継続申請の場合は、継続して設置許可を受ける前の年度に2回以上実施

対象団体		町内会等	報奨金団体 である 町内会等	指定管理者 である 町内会等	利用の手続き
実施可能となる活動 (緩和内容)	㊦営利 イベント				公園施設の使用許可の緩和
	㊧自動販売機※	×			自動販売機(公園施設)の設置・管理許可の緩和
	㊨公園改良 (提案)※	×	×		公園施設設置管理・許可等の緩和 (指定管理者制度の自主事業提案)

<制度の内容(一覧表)>

		㊦営利イベントの実施	㊥自動販売機の設置	㊧公園改良
制度の目的		住民主体のにぎわいづくりの活性化 地域活動の財源確保		
規制緩和の内容		物品販売等を主目的とする 営利活動の実施	自動販売機 (清涼飲料水) の設置	公園施設設置・管理許可 ※指定管理期間内に限る
手続き		公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	①公園施設設置・管理許可 ②指定管理者制度の事業計画変更
使用料・占用料		免除		
制度活用 の条件		- 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること - 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生し得る場合等は、近隣・地域住民の同意を得ていること		
対象施設		街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地		
申請要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会・自治会又は地区・学区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：ひろしまLMO、まちづくり協議会）		
	維持管理実績	なし (※対象施設を管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金 制度利用団体 又は指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)	対象施設の 指定管理者
	活動実績	なし	前年度又は直近1年以内に、 にぎわいづくりイベントを2回以上実施している。 (継続申請の場合は、前年度2回以上実施)	
手続き窓口	区地域 起こし 推進課	- 申請への相談対応 - 申請要件の確認 - 副申書の発行等		- 指定管理に係る事業計画作成への相談対応 - 維持管理課と協議調整 - 副申書の発行等
	区維持 管理課	公園使用許可、公園施設設置・管理許可等		- 公園施設設置管理許可、占用許可等 - 指定管理に係る各種手続き

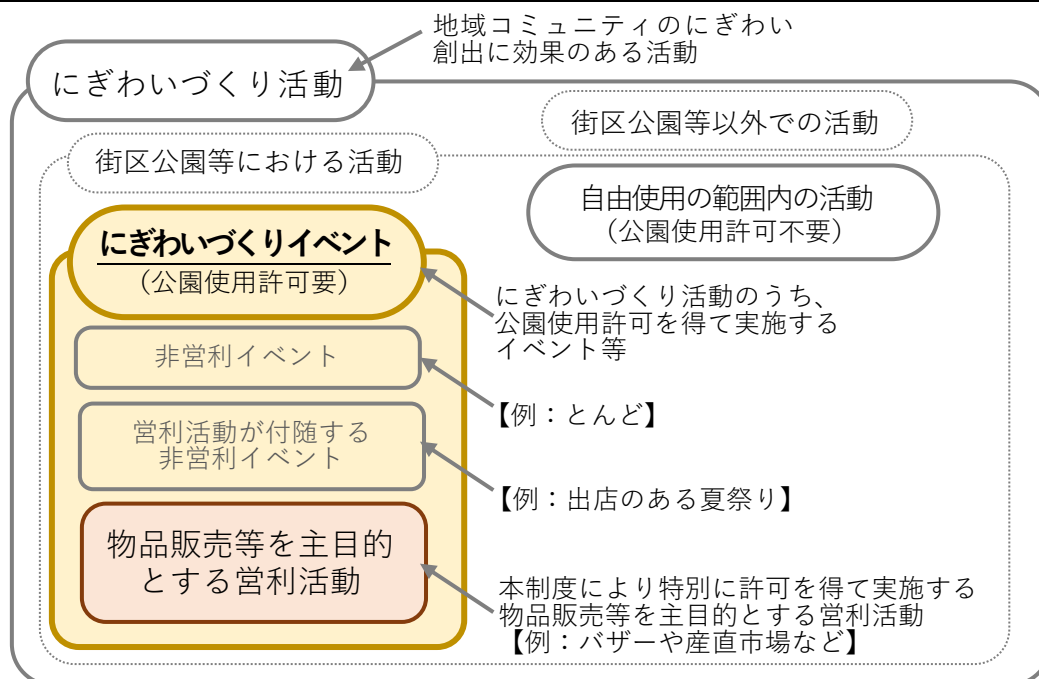
<にぎわいづくりイベントとは>

地域コミュニティのにぎわい創出に効果のある活動（にぎわいづくり活動）のうち、街区公園等において公園使用許可を得て実施するもの

- ・ 街区公園等で行う活動であっても、公園使用許可が不要な活動は、にぎわいづくりイベントとして扱いません。また、当然ながら許可できない行為（禁止行為）は、該当しません。
- ・ 地域コミュニティに全く関係のないものは、にぎわいづくりイベントとして扱いません。
- ・ 営利活動であっても、集客効果がないものはにぎわいづくりイベントとして扱いません。

にぎわいづくりイベントの例

項 目	備 考
グランドゴルフ大会 ゲートボール大会 盆踊り、祭り	自由使用の範囲内（公園使用許可が不要）のものは対象外
出店（露店）	地域の慣例行事に付随するもののほか、営利活動を主目的とした活動も含む。 また、営利企業等による営利イベント等に対し、町内会が使用させる場合も含む。
花火	自由使用の範囲内（公園使用許可が不要）、町内会等の住民等が全く参加しないものは対象外
運動会	
写生大会	自由使用の範囲内（公園使用許可が不要）のものは対象外
防災消防訓練	
キャンペーン	公益的なキャンペーンのほか、営利企業の販促イベント等に対し、町内会が使用させる例も含む。
集会	町内会等の住民等が全く参加しないものは対象外
興行（サーカス、野外コンサートなど）	町内会等が興行主に使用させる場合を含む。



<㊦物品販売等を主目的とする営利活動の実施>

- 町内会・自治会等が、街区公園等で、営利活動（物品販売等）を主目的とするイベント等を実施する場合、これに係る規制を緩和します。
- 公園の使用を希望する町内会・自治会等は、総会での議決や地元説明等により地元同意を得た上で、地域起こし推進課に実施計画書等を提出し、公園使用許可申請に添付する副申書（推薦書）の作成を申請します。
- 地域起こし推進課は、申請内容が制度目的に合致するかを審査の上、副申書を交付します。交付を受けた町内会・自治会等は、副申書を添付の上、維持管理課へ公園使用許可申請を行い、許可を受けます。

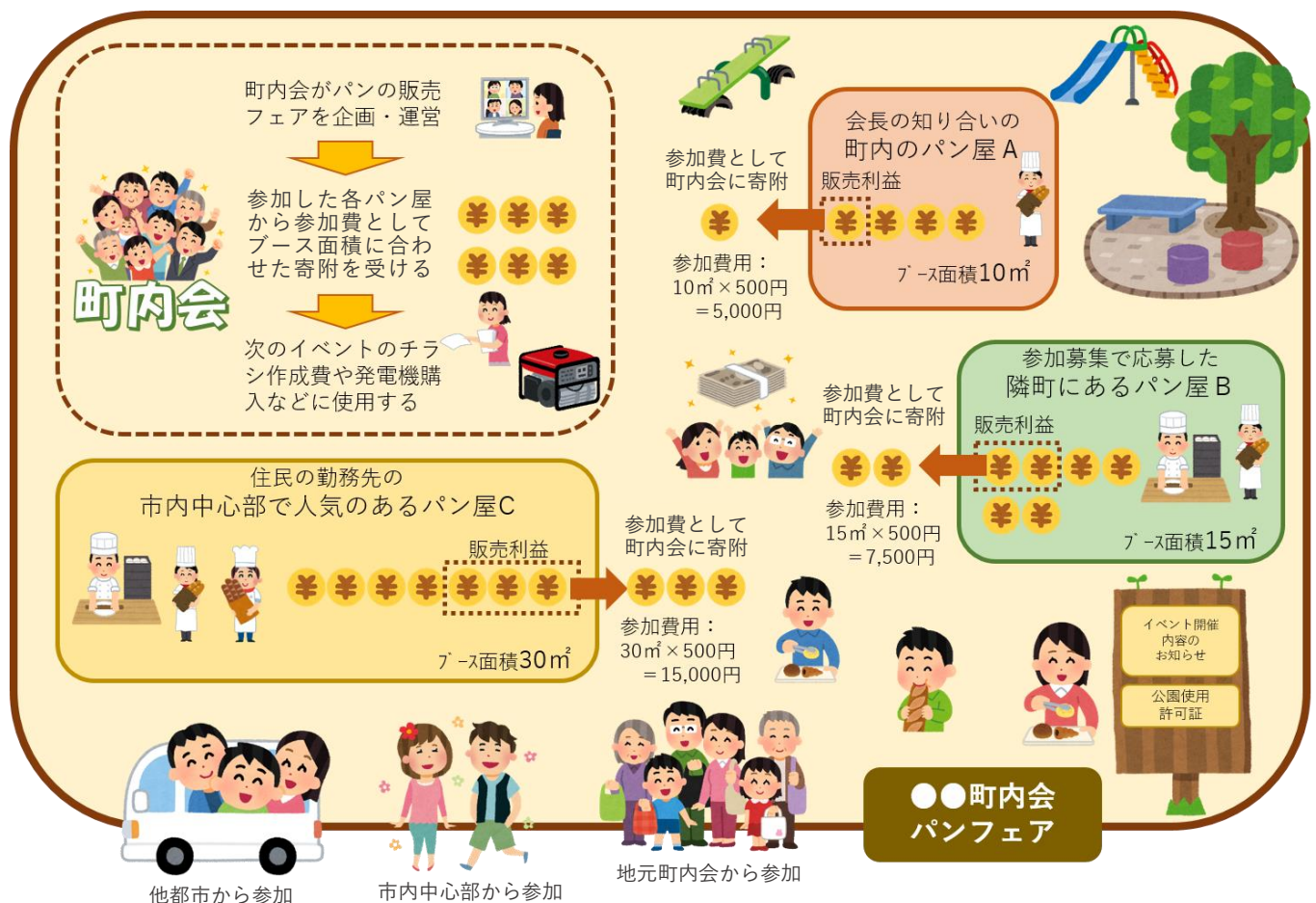
対象となるイベントの例

- 不用品を持ち寄ったバザーやチャリティーオークション
- 地域で採れた新鮮な野菜等を販売する産直市
- 健康増進のために講師を招いた、健康体操教室やヨガ教室（有料）
- キッチンカーを集めたグルメフェア
- かわいい雑貨を取り扱うショップを複数集めた雑貨フェア など

対象外のイベントの例

- 秩序又は風俗を害するおそれがあるイベント
- 騒じょうを起こすおそれがあるイベント など

<イメージ>



手続きの流れ

1

公園使用許可申請に係る
副申書作成依頼書をお住まいの区の地域起こし推進課に提出

※ 複数の活動を記載することも可能



2

公園使用許可申請書及び
副申書をお住まいの区の維持管理課へ提出



3

公園使用許可書受領後物
品販売を主目的とする営利
活動の実施



申請団体

4

営利活動実施報告書を
お住まいの区の地域起こし
推進課に提出



＜①自動販売機の設置＞

- ・ 「公園清掃等報奨金制度利用団体」又は「街区公園等の指定管理者」である町内会・自治会等が、街区公園等で定期的になぎわづくり活動を行っている場合、現在認めていない自動販売機の設置を許可します。
- ・ 設置を希望する町内会等は、総会での議決や地元説明などで地元同意を得た上で、地域起こし推進課へ設置計画書等を提出し、公園施設設置許可申請に添付する副申書（推薦書）の作成を申請します。
- ・ 地域起こし推進課は、申請内容が制度目的に合致するかを審査の上、副申書を交付します。交付を受けた町内会・自治会等は、副申書を添付の上、維持管理課へ設置許可申請を行い、許可を受けます。

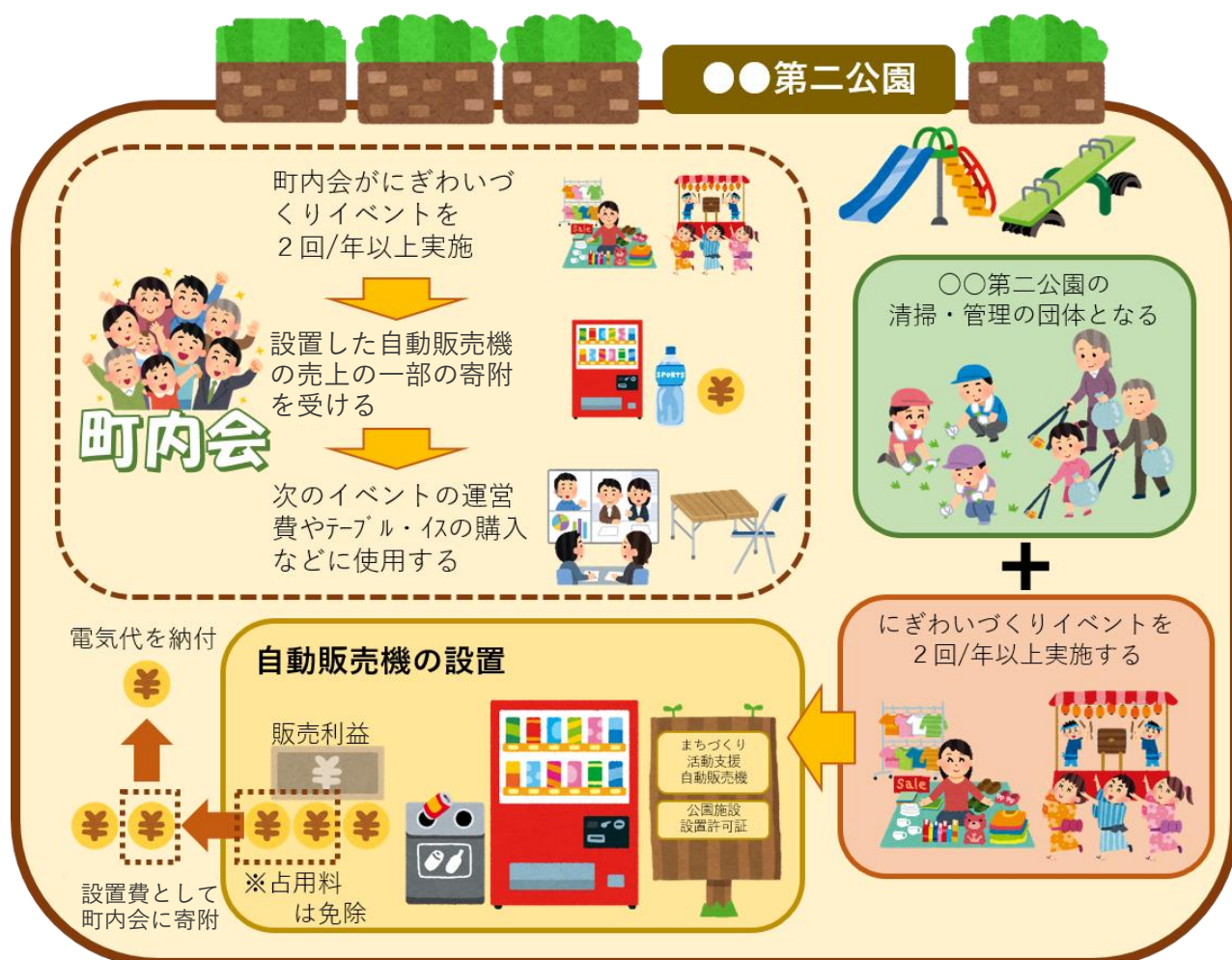
対象の自動販売機

- ・清涼飲料水の自動販売機（1台のみ）

対象外の自動販売機

- ・酒類・タバコ・玩具等清涼飲料水以外の自動販売機

<イメージ>



手続きの流れ

1

前年度又は直近 1 年以内ににぎわいづくりイベントを 2 回実施する。

(継続の場合は、前年度 2 回以上実施)



2

公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書をお住まいの区の地域起こし推進課に提出



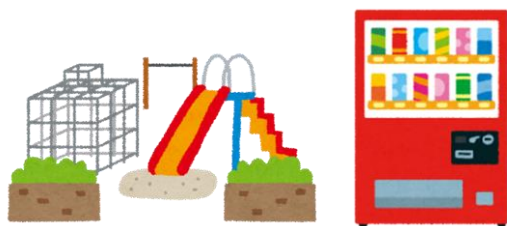
3

公園施設設置許可申請書及び副申書をお住まいの区の維持管理課へ提出



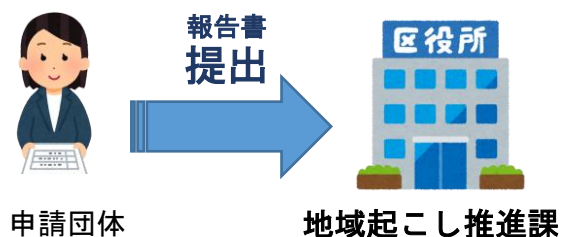
4

公園施設設置許可書受領後自動販売機を設置



5

自動販売機収支報告書をお住まいの区の地域起こし推進課へ提出



<㊦指定管理者制度における公園改良の提案(自主事業)>

- 「街区公園等の指定管理者」である町内会・自治会等が、定期的ににぎわいづくり活動行っている公園について、「公園施設(例:あずまや、物販用資材保管倉庫)の設置」や「公園の改良」を指定管理の自主事業として行いたいと提案した場合、これを認める制度です。
- 希望する町内会・自治会等は、総会での議決や地元説明等により地元同意を得た上で、地域起こし推進課の協力の下、維持管理課と協議を行いながら指定管理の事業計画書を作成し、副申書(推薦書)の交付を受けた上で、これを添付して維持管理課へ事業計画書を提出します。
- 維持管理課は、事業計画書の承認を行い、承認を受けた町内会・自治会等は、公園施設設置許可申請書を提出し、許可を受けます。

対象の例

- 公園内で行うイベントで使用するテントや机など資材を保管する倉庫の設置
- 地域の住民が集い交流の場となる東屋、机、ベンチなどの整備 など

対象外の例

- カフェや飲食を行うための建物の建設
- コンビニや売店などの業として行う建物の建設 など

<イメージ>



手続きの流れ

1

前年度又は直近 1 年以内ににぎわいづくりイベントを 2 回実施する。

(継続の場合は、前年度 2 回以上実施)



2

公園改良に係る副申書作成依頼書をお住まいの区の地域起こし推進課に提出



3

公園施設設置許可申請書、事業計画書及び副申書をお住まいの区の維持管理課に提出



4

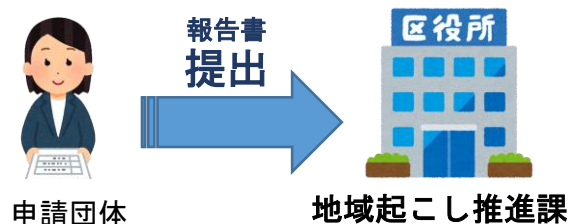
公園施設設置許可書を受領後、公園施設の設置等を実施



5

事業報告書・収支報告書等をお住まいの区の地域起こし推進課に提出

※指定管理者制度における事業報告書は区維持管理課に提出ください。



(6)申請時の注意点

- ◎ この制度の利用を希望する団体は、企画の段階で、考えている活動内容が本制度の対象となるかを区役所の地域起こし推進課に相談・協議し、必要に応じて維持管理課と協議してください。活動の内容によっては、にぎわいづくり活動の事前実施、地域への活動内容の説明・意見聴取、電力の引込みに係る協議などが必要な場合があります。

※ 手引及び申請書類等の様式は、各区役所の地域起こし推進課・維持管理課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。本制度の申請書類や申請方法などの詳細については、各区役所の地域起こし推進課・維持管理課に御相談ください。

広島市HP ■ ページ番号

1006034

Q 検索

申請受付、問合せ先

各区役所地域起こし推進課

(申請団体が所在する区の地域起こし推進課に申請してください。)

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

各区役所維持管理課(許可申請・管理等に係る事項)

(申請団体が所在する区の維持管理課に申請してください。)

区役所	電話番号	FAX
中区維持管理課	082-504-2577	082-504-2554
東区維持管理課	082-568-7739	082-262-6986
南区維持管理課	082-250-8956	082-250-8967
西区維持管理課	082-532-0946	082-532-0958
安佐南区維持管理課	082-831-4948	082-877-7749
安佐北区維持管理課	082-819-3942	082-819-3964
安芸区維持管理課	082-821-4921	082-823-6358
佐伯区維持管理課	082-943-9738	082-943-9765